

令和 8 年度那覇市障がい者ジョブサポーター派遣等事業委託に係る制限付
一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条 1 項の規定により、次のように公告する。

那 覇 市 長 知 念 寛



1 入札に付する事項

- (1) 件 名 : 令和 8 年度那覇市障がい者ジョブサポーター派遣等事業委託
- (2) 履行内容 : 要綱及び別表 1 のとおり
- (3) 履行期間 : 令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日
- (4) 予定価格 : 公表しない
- (5) 最低制限価格 : 設定あり、開札後公表する

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 本市より指定障害福祉サービス事業者として、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型の指定を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市の市税の納付義務がある者にあつては、その市税の滞納がないこと。
- (4) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号）第 2 条第 1 号の暴力団又は、同条第 2 号の暴力団員に該当しておらず、又はこれらと関係していないこと。
- (5) 本市において入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。（会社更生法の規定に基づく

く更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者であっても、当該手続開始の決定後、経営事項審査を受け本市に競争入札参加資格願を再度提出し、審査を経て有資格者として認定され資格者名簿に登録された者で、更生計画認可が決定された者又は再生計画認可の決定が確定された者を除く。）

(7) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

3 契約条項を示す場所：那覇市ホームページ内

4 申請に必要な書類及び実施要綱等の提供

(1) 提供期間：令和8年8月24日（月）から令和8年9月1日（火）

(2) 提供方法：那覇市ホームページにより電子データにて提供する

5 必要書類及び実施要綱等に関する質問

(1) 受付期限：令和8年8月24日（月）～令和8年9月1日（火）17時まで

(2) 質問方法：質問書（様式4）に記入し FAX（098-862-0621）又はメール（H-HUKU001@city.naha.lg.jp）にて送付すること。

(3) 回 答：令和8年9月2日（水）に那覇市ホームページにて掲載する

6 入札参加資格審査申請に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」に、次に掲げる書類のうち必要な書類を添付してこれを市長に提出しなければならない。公告に定める日までに申請書及び資料を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができないものとする。

(1) 提出期限：令和8年9月3日（木）から令和8年9月7日（月）17時

(2) 提出方法：直接持参により提出（郵送不可）

(3) 提出場所：那覇市役所本庁3階 障がい福祉課窓口

(4) 提出書類

①入札参加資格審査申請書（様式1）

日付は提出する日を記入、本店所在地、商号及び代表者氏名（すべて登記事項証明書上のもの）を記入し、使用印鑑届の印鑑を使用してください。

②誓約書（様式2）

③使用印鑑届（様式3）

使用印鑑とは、那覇市との間における、見積、入札、契約締結、代金請求等の行為に使用する印鑑のことをいいます。

実印か代表者印、委任先の役職（施設長等）印のうちいずれかを使用してください。

④登記事項証明書（履歴事項全部証明書・原本）

発行3カ月以内のものに限る

⑤市町村税納税証明書（滞納のない証明書又は完納証明書）

※提出された関係書類は返却しません

(5) 審査結果について

入札参加資格審査結果通知を、令和8年9月8日（火）に送付する

7 入札執行の日時など

(1) 入札執行の日時・場所

日時：令和8年9月11日（金）11時

場所：那覇市役所本庁4階 401AB会議室（駐車場は有料です）

(2) 入札時提出書類

ア 入札書（本市様式）※予め3部コピーしてご持参ください。

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状（様式5）

(3) 入札書には、消費税に係る課税事業所であるかを問わず、消費税を含まない金額を記入すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された価格の100分の10に相当する金額を加算した金額（この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる。）をもって落札価格とする。

(4) 要綱別表1⑦にあるジョブサポーター活動費については、下記のとおり見積ることとし、その他費用（人件費、運営費等）と合算して入札するものとする。

ジョブサポーター活動費：月300件×6カ月×1回700円＝1,260,000円

8 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定により免除する。

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、損害賠償金として入札金額の100分の5に相当する額を納付しなければならない。

9 契約保証金

那覇市契約規則第30条第1項第6号イの規定により免除する。

10 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (4) 同一事項について、2 通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が 2 人以上の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印（代表者印は印鑑証明書の印または使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2 回目・3 回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) 落札の件数制限に違反した入札
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札

11 落札者の決定の方法及び契約締結の時期

- (1) 本件入札は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者には、落札決定後に、落札決定通知書送付する。通知を受けた者は、通知を受けた日から 7 日以内に契約を締結しなければならない。

12 落札決定後の提出書類

落札者は、コーディネーターの資格要件確認のため、本市より指定された期日までに職務経歴書及びその他必要書類を提出すること。

13 その他（参考）

令和 6 年度 派遣件数 3,555 件（研修等参加も含む）

令和 7 年度 12 月末 ジョブサポーター登録者数 106 人

事業の利用者数 61 人

14 お問い合わせ先

那覇市 福祉部 障がい福祉課 企画・庶務グループ

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

電話 098-862-3275 F A X 098-862-0621